

# 公物管理補助業務（道路巡回業務）

当該業務は、道路が常時良好に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路に異常を確認した際の報告や交通に影響を与える落下物処理、不法占用等に対して適宜の措置を講ずることを目的

**異常の事例** 落下物等、路面の状況（わだち、段差）、排水施設（グレーチング蓋の凹み）、交通安全施設（ガードレール・歩道柵の損傷）、街路樹（倒木）、等

落下物の処理

路面の異常箇所の把握



徒歩等巡回による

歩道の点検



道路の不法占用

不正使用の点検



# 公物管理補助業務（道路許認可審査・適正化指導業務）

当該業務は、各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援を目的

## 各種申請書類の審査・指導及び施行状況確認の補助



申請書類と道路関係法令  
等との照合及び施行状況  
の確認

## 道路の不正使用、不法占用に係る指導取締りの補助



歩道上の不法占用物件、放置自転車等についての状況  
の把握・指導状況の記録

## 道路法第24条(道路工事施行承認)

○自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事 等

## 道路法第32条(道路の占用の許可)

○電柱、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設 等

## 道路法第22条・第58条(道路損傷復旧)

○交通事故などにより道路付属物に損害を与えた場合 等

## 道路法第47条の2(特殊車両通行許可)

○特殊車両通行許可申請受付・審査の補助 等

## 境界明示、確定に係る立会い、審査等の補助



歩道と民地の境界について、  
地元地権者と現地立会いを  
行い、境界を確認

## 特殊車両通行の指導取締りの補助



対象車両の諸元(重さ、長さ、高さ、幅)を計測。  
計測結果と関係書類との内容を照合し、状況を記録。

# 公物管理補助業務(河川巡視支援業務)

## 具体的な業務内容

本業務は、河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を日常的に巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を河川監理員に正確に報告・記録するとともに、河川監理員の指示のもと、必要な措置を講ずるものである。

### 施設の状況の確認の補助

- ①堤防の状況
- ②堰・水門等構造物の状況
- ③護岸・根固及び水制の状況
- ④許可工作物の状況
- ⑤河道の状況
- ⑥安全施設の状況 等

### 違法行為の発見の補助

- ①流水の占用状況
- ②土地の占用状況
- ③土地の形状変更等状況
- ④ゴミ・汚水の排出の状況
- ⑤保全区域・河川予定地における状況 等

### 空間利用状況の確認の補助

- ①河川敷ゴルフ等の危険行為の状況
- ②ラジコン・モトクロス等の利用状況
- ③不定住者等の生活の状況
- ④イベント等の利用状況 等

### 自然環境の状況の確認の補助

- ①河川の水質に関する状況
- ②季節的な自然環境の変化
- ③自然保護上重要な生物の生息状況 等



河川の巡視状況



構造物等の異常の発見



不法棧橋の確認



不法投棄物の発見



不定住者への指導



水質事故の発見



# 公物管理補助業務(河川許認可審査支援業務)

## 具体的な業務内容

### 1) 許認可に関する補助

○河川関係法令に基づく申請書類の受領・審査補助を行う。

受 理: 申請書類が整っているか、必要事項が記載されているかの確認

審 査: 申請内容の把握、各種法令・基準等に適合しているかの確認

以下のような事案の審査にあたり、河川管理者が行う禁止・制限・許可の判断材料を提供する。

- ・河川敷地の利用の届け出(自由使用)
- ・河川敷地の占用、工作物の設置等の申請行為(河川法第24・26条関係)
- ・河川保全区域での行為に対する申請(河川法第55条)



申請書類の審査状況

### 2) 現地確認に関する補助

○許可工作物等が申請通り施工されているか現地においての監督業務・段階確認、また完成検査の補助業務。

○沿川住民からの官民境界の確定作業における登記簿等関係資料の調査及び現地立ち会いの補助業務。



現地における官民境界確定立会状況

### 3) 苦情・問い合わせ等に関する補助

○苦情・問い合わせを受付し、現地確認等状況を把握し、河川管理者への報告。

### 4) 情報伝達(職員不在時の補助)

○夜間・休日等の職員不在時における河川管理者、関係機関への情報伝達の実施

- ・気象・地震に関する情報
- ・関係機関・一般市民からの問い合わせ、情報提供
- ・水質事故、水難事故、等の緊急情報 など



情報伝達状況

### 5) 危機管理対応に関する補助

○出水・地震等危機管理への対応の補助。



許可工作物検査立会い状況

# 公物管理補助業務(ダム・排水機場管理支援業務)

## 具体的な業務内容

本業務は、ダムや排水機場等を管理する上で必要な巡視点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の補助を行う。

### 1. 巡視点検の補助

- ・ダム堤体、貯水池等の巡視、点検及び記録
- ・ダム放流設備など機械設備の巡視、点検及び記録
- ・電気、通信設備等の巡視、点検及び記録
- ・ポンプの点検及び記録

### 2. ゲート操作の補助

- ・ダム放流時の関係機関等への連絡
- ・ダム放流計画のデータ収集整理
- ・利水補給計画のデータ収集整理
- ・ポンプの操作の補助

### 3. 気象・水象等の観測記録の補助

- ・ダムで観測しているデータ(気象・水象・漏水量・揚圧力・変位量 等)の観測、記録

### 4. ダム管理資料整理の補助

- ・ダム操作記録、出水記録等の作成整理
- ・気象・水象・漏水量等の観測データの整理・更新
- ・点検整備台帳の整理・更新



貯水池巡視(湖内)



放流設備点検



堤体観測(揚圧力)



ダム操作補助



排水機場



排水機場の操作補助

# 用地補償総合技術業務

## 業務の目的

- 公共事業の事業効果の早期発現のためには、用地取得の円滑化・迅速化を図り、用地取得期間を短縮することが必要である。
- 本業務は、事業に必要な土地の取得及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図るものである。

## 具体的な業務内容

### 公共用地取得事務の流れ

#### 用地補償総合技術業務の範囲

